

令和5年 第11回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年11月28日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 8名

会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 1番 縣 次 男

2番 二 宮 寿 徳

3番 秋 吉 一 郎

6番 大 野 重 利

8番 江 藤 国 子

9番 安 部 義 浩

11番 橋 本 早 人

4. 欠席委員

4番 高 田 英

5番 大 津 雄 司

10番 麻 生 秀 昭

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 農地法第4条の規定による許可申請について

④ 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について

⑤ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑦ 非農地証明の発行について

⑧ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）

⑨ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主任 興梠 太希、

行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和5年第11回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号1番 縣次男委員にお願いしたいと思います。宜しくお願いします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号～5号 5件)

議長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号から5号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第6号～14号 9件)

議長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、9件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案6号について、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

はい、それでは説明します。

挾間町朴木になります。およそ1年ぐらい前にこの方の申請があったんですが、その時にこの38㎡の土地が漏れていたということで申請になっております。以上です。よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案7号につきまして担当の麻生委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局

では説明いたします。

まず場所は、平石のユースバス停の旧農協倉庫前から下に下って行ったところになります。受人は隣接する土地にお住まいとのこと。

現在農機具等は所有していませんが、地域の人から借りるような話が出ていたということでした。農業経験は家庭菜園の延長ぐらいですが、ご自宅と隣接しているということもありますし面積もそこまで広くないという所で問題ないかなと考えております。

審議お願いいたします。

議長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案8号につきまして担当の麻生委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局

では説明いたします。

まず場所は、庄内庁舎前から小挾間方面へ登っていきまして畑田の交差点を天神山駅の方へ右折して出雲大社の少し先の道沿いです。

受人は農業経験は家庭菜園程度ということでした。空き家の付随農地ということもありまして、現在この農地は150㎡の内100㎡ぐらい柿が植わっているような状況とのことです。

所有権移転の後も柿は引き続きそのまま管理して残りの50㎡ほどでネギなどの露地野菜を作っていきたいということでした。

農機具は今のところ草刈り機ぐらいしか持ってないそうですが、今後耕運機や噴霧器などを購入する予定があるということで問題ないかなと考えております。審議お願いします。

議 長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案9号につきまして担当の麻生委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

では説明いたします。

これも場所は畑田です。踏切の先のトンネルに入る手前に右にカーブするところがありますがそこから左の方に上って行った先です。

受人は渡人の息子さんで、現在は別府市にお住まいとのことですが、こっちに帰ってきて農業しているということで現在は主として息子さんの方がやっているということです。

特段問題ないかなと思います。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案10号につきまして議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、10番の案件について説明をします。

渡人と受人は叔父と甥の関係になります。現在受人がこの畑を作っていて大根などが植えてありました。

別に問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。

議

長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案11号につきまして担当の天津委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局

では説明いたします。

場所ですが、農協のガソリンスタンドから県道の方に入って行ってしばらく進むと、左に曲がると小野、まっすぐ進むと野津原の交差点がありますが、その近辺です。中村トンネルの真上あたりに位置しています。

今回の受人の梅木さんは農業経験も十分あり、農機具等についてもよろしいです。耕作に関しては特段問題ないと思いますので審議よろしくをお願いします。

議

長

それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案12号につきまして、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

はい、それでは説明します。

挾間町来鉢、来鉢の交差点からちょっと上がっていったヲキノヲっていう所があります。

渡人と受人は親子です。もうすでに耕作をしております、東京にいたんですが帰ってきてやっていますので問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

議

長

それでは、議案12号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案13号と14号につきまして私(7番 坂本 成一委員)より説明します。

7番 坂本 成一 委員

二つの内容は同じようなものですが、13号の渡人は受人のお兄さんで農地を親から相続していました。だけど実際農業は受人が農事組合法人すみかの方に入っていて、管理は受人が今までずっとやっておりました。

議案14号も渡人と受人は親戚でありまして、受人が法人の方で管理しておりましたので別に問題ないかなと思います。

議 長

それでは、議案13号と14号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この2つの案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第15号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案15号について議席番号11番 橋本 早人委員から説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

それでは、11番橋本が説明いたします。

210号線の柿原の発電所を過ぎて右側になります。

申請者は挟間の人で、ここの家付きの土地を買われたそうです。隣接する家の進入路が水路に蓋掛けをして使っていたらしいんですが、最近水害とか多いのでその水路の蓋を取ってほしいと地元の人からお願いされて、進入路を新たに作るようになったそうです。

まあ、問題ないかと思います。

議 長

それでは、議案15号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について」

(議案第16号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案16号について担当の天津委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

では事務局より説明をします。

場所としては、挟間のイオンの裏手のところとなっております。

今回、転用者が所有している農地なんですけれども、市の工事残土を使って嵩上げをするという話で申請が出てきております。

農地復元の誓約書も添付されており、場所としても第3種農地でありますので特別問題はないと考えております。

よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案16号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第17号 1件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案17号について議席番号11番 橋本 早人委員から説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

それでは、11番橋本が説明いたします。

渡人と受人は親子だそうです。息子さんが家を建てるということで。

場所はJAのスタンドから長湯方面に入ったところになります。大龍井路との話についており、問題ないかと思えます。

ご審議お願いいたします。

議 長

それでは、議案17号につきまして、質問がある方はお願いします。
質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第18号～23号 6件)

議 長

続きまして、日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案18号について担当の大津委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

では議案番号18について事務局より説明をします。

場所としては、挟間のローソンから豊後国分駅の方に旧道を入ったところの住宅地の中となっております。

申請地の周りは完全に宅地に囲まれており、申請地だけが農地としてポツンと残っていたような敷地となっております。

ここを3区画の宅地分譲用地に造成するという計画です。排水は裏に初瀬井路が通っていて協議が済んでおり、第3種農地でもあることから問題はないと思います。

よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案18号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案19号について、担当の大津委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

では19号について事務局より説明をします。

場所としては、挟間のローソンから旧道に入りましてすぐ下市の集落の方に、踏切の方に進んだところとなっております。

ここに集合住宅2棟を建築する計画となっております。これも周りは宅地化が進んでおり、集合住宅、一般住宅が立ち並んでいるエリアです。また、3種農地でもありますので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案19号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案20号について、議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

すみません、21号も一緒にしていいですか。

議 長

はい、では一緒にお願いします。

9番 安部 義浩 委員

議案番号20と21について説明いたします。9番の安部です。

21号の401番3ですが、今年の2月か3月の議案でありましたがこの周りが宅地に転用されています。その時に2000㎡を超えたら由布市の条例か何かで公園を作らないといけないということでこの土地を公園のように空き地にしていたんですけど、由布市の方から公園を作っても後々大変なのでたくちにしていいというような話になり、401番3を宅地にするということで申請が出ております。

それに付随して20号の土地を公衆用道路とするような申請が上がっております。

別に問題はないかなと思っておりますので審議の方よろしくをお願いいたします。

議 長

この2つは関連したような案件ということで。

それでは、議案20号と21号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

公衆用道路の方だけど、当初の開発の時の話で道路位置指定とかあるから公衆用道路の土地を抜いたりしなくてよかったんじゃないかなと思うんだけど、何か話があったのかな。

事務局

20番の公衆用道路についてはですね、ちょっと先ほどの安部委員の説明と違ってくる部分があるんですが、401番3のための道路というよりかはですね、この土地は以前開発された分譲地になった土地と元々は同じ筆だったんですけど開発の際に分筆をしたんですね。その分筆をした経緯というのは、その部分に水道管が埋まってまして、その水道管が分譲地のための水道管ではなくてもともと有った近隣の家の方に行く水道管だったので、そこを開発区域に入れないで分けておいたという経過があります。

そういうことで細い土地が残ってしまっているんですけども、今回そこが畑でずっと残っていても所有権的にも今後困るので、分譲地を開発した業者が一旦農地転用という形で引き受けるということで地目変更のために形式上公衆用道路にするという形で申請が出てきています。

実際通ろうと思えば里道のような形で通れるんですが、一般的な道路とは状態は違ってくるかなと思います。そういう状況でありますので、ちょっと特殊な事例ということで。

3番 秋吉 一郎 委員

わかりました。

議長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案22号について、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

はい、それでは説明します。

挾間町古野、古野の交差点からちょっと下がったところに位置します。

周辺は凶面の通り宅地がどんどん建ってきております。この部分に4区画を造成したいということでありまして。

排水も古野井路の支線ということで問題ないような話となっております。

審議よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案22号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案23号について、担当の大津委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局

では23号について事務局より説明をします。

場所としては、北方のジョイフルがある交差点から古野の方にちょっと進んでから宮田保育園の方に曲がった先となっております。

ここは元々1筆の小さな畑だったんですが、所有者が売ってしまいたいということで不動産会社の方に売却し1区画の宅地造成をして、1区画なので分譲にはならないんですけど、販売するということです。

3種農地でありますし敷地の横に排水もありますので問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案23号につきまして、質問がある方はをお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第7 「非農地証明についての審議」

(議案第24号～26号 3件)

議長

続きまして、日程第7 非農地証明の発行について3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第7 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長

24号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして25号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して

良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして26号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」

(議案第27号～30号 4件)

議 長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議 長

議案27号ですが、私(7番 坂本 成一委員)が会議規則第12条の議事参与制限により退席します。進行は副会長が欠席ですので、1番 縣委員にお願いしたいと思います。

(7番 坂本 成一 委員 退席)

1番 縣 次男 委員

会長が議事参与制限を受けますので、代わりに27号だけ進行いたします。議案27号の案件、ご質問があればお願い致します。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

1番 縣 次男 委員

江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員

貸付人のかっこ書きになっているところはどういう意味でしたっけ。

事 務 局

かっこ書きの人は今の登記上の所有者です。なので、亡くなってる場合がほとんどですね。

この議案の2番目の人で言うと、かつこの中の人が多分お父さんでもう亡くなってるんだけど現在の管理者として同意してるのはその息子さんが同意書を書いているというような感じです。

利用権設定というか中間管理のものについては、相続人の一定以上の同意があれば未相続でも貸し付けができるのでこういった書き方になっています。

8番 江藤 国子 委員
わかりました。

1番 縣 次男 委員
他に質問ありませんか。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

坂本会長 お入りください。

(7番 坂本 成一 委員 着席)

坂本委員に報告致します。
挙手多数により承認されました。

7番 坂本 成一 委員
ありがとうございました。

議 長
議案28号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案29号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案30号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第7 「その他」

議

長

その他で何かありますか。
他に無いようですので終了したいと思います。
以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。